

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年9月24日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	鎌倉1号線	新潟市秋葉区鎌倉字傳兵衛沢440番1地先から 新潟市秋葉区鎌倉字居村467番1地先まで	前	3.8~11.2	396.3
			後	4.2~7.8	393.7
市道	鎌倉2号線	新潟市秋葉区鎌倉字塩ヶ沢525番3地先から 新潟市秋葉区鎌倉字傳兵衛沢518番地先まで	前	4.8~6.8	25.0
			後	5.8~19.4	24.2